

横浜保育室の ご案内



<平成24年度版>

「横浜保育室」は、児童福祉法に定めた保育所(いわゆる認可保育園)ではありませんが、横浜市が独自に設けた基準(保育料・保育環境・保育時間など)を満たしており、市が認定し助成している認可外保育施設のことです。

利用者には、所得税の上限はありますが、**保育料の軽減制度**や**きょうだい減免制度**があります。

どんな施設なの？	
保育環境	<ul style="list-style-type: none">●3歳未満のお子さんを助成対象とした施設です(3歳以上児の受入れを行っている施設もあります)※横浜保育室の卒園予定者が、認可保育所に入所申込みされた場合は、入所の選考の際に優先順位を高く(1ランクアップ)しています。●3歳未満のお子さんおおむね4人に1人、保育従事者を確保しています。●全施設で施設内調理の給食を実施しています。●幼稚園に併設されている施設もあります。
保育料	<ul style="list-style-type: none">●3歳未満のお子さんの保育料は、58,100円を上限(基本保育時間)に施設が独自に設定しています。また、基本保育時間にかかるそれ以外の徴収は原則ありません。※一定の所得以下(保護者全員の23年分換算後所得税(※)の合計が203,000円未満)の3歳未満児について、保育料を最大50,000円軽減します。●横浜保育室・認可保育所・家庭保育福祉員・幼稚園・認定こども園等を利用するきょうだいがある場合、3歳未満児は月額18,000円(第3子は全額)、3歳児は月額9,450円保育料が減額されます。●消費税は非課税です。ただし、その他の実費負担等は課税の場合があります。
開所	<ul style="list-style-type: none">●平日7:30~18:30、土曜日7:30~15:30 が基本開所時間です。●延長保育、早朝保育および休日保育を行っている施設もあります。●日曜、祝日、休日、年末年始(12/29~1/3)以外は、原則開所しています。

どんな人が利用できるの？
<ul style="list-style-type: none">◆助成対象児童となるのは、横浜市在住で月16日・1日4時間以上就労している等、保護者がお子さんを保育できない場合です。(認可保育所の入所要件と同様です)◆「一時保育」を実施している施設もあります。パート就労・病気・冠婚葬祭・その他私的理由などで一時的に保育できない場合に利用できます。

申込み方法は？
施設との直接契約になります。保育料・保育内容等をよく確認して、保護者の方が施設に直接お申し込みください。

※ 換算後所得税とは、税制改正に伴い、平成23年分所得税から年少扶養控除(一人あたり38万円)および、16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分(一人あたり25万円)が廃止されたため、保育料軽減助成への影響を生じさせないよう扶養控除等廃止前の旧税制に換算した所得税です。

24年3月現在、市会において予算案の審議中です。議決後、正式に決定となりますので、御留意ください。

横浜保育室制度のお問合せ先

■ 各区福祉保健センター子ども家庭(障害)支援課

■ 横浜市子ども青少年局保育運営課

区名	所属	住所	電話
鶴見区	鶴見区役所子ども家庭支援課	鶴見区鶴見中央3-20-1	045-510-1890
神奈川区	神奈川区役所子ども家庭支援課	神奈川区広台太田町3-8	045-411-7157
西区	西区役所子ども家庭障害支援課	西区中央1-5-10	045-320-8472
中区	中区役所子ども家庭支援課	中区日本大通35番地	045-224-8189
南区	南区役所子ども家庭支援課	南区花之木町3-48-1	045-743-8282
港南区	港南区役所子ども家庭支援課	港南区港南中央通10-1	045-847-8499
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区役所子ども家庭支援課	保土ヶ谷区川辺町2-9	045-334-6322
旭区	旭区役所子ども家庭支援課	旭区鶴ヶ峰一丁目4-12	045-954-6117
磯子区	磯子区役所子ども家庭支援課	磯子区磯子3-5-1	045-750-2435
金沢区	金沢区役所子ども家庭支援課	金沢区泥亀2-9-1	045-788-7786
港北区	港北区役所子ども家庭支援課	港北区大豆戸町26-1	045-540-2280
緑区	緑区役所子ども家庭支援課	緑区寺山町118	045-930-2331
青葉区	青葉区役所子ども家庭支援課	青葉区市ヶ尾町31-4	045-978-2428
都筑区	都筑区役所子ども家庭支援課	都筑区茅ヶ崎中央32-1	045-948-2463
戸塚区	戸塚区役所子ども家庭支援課	戸塚区戸塚町157-3	045-866-8466
栄区	栄区役所子ども家庭障害支援課	栄区桂町303-19	045-894-8463
泉区	泉区役所子ども家庭障害支援課	泉区和泉町4636番地2	045-800-2444
瀬谷区	瀬谷区役所子ども家庭支援課	瀬谷区二ツ橋町190番地	045-367-5703
	子ども青少年局保育運営課	中区港町1-1	045-671-3564



横浜保育室保護者負担軽減制度のご案内

この制度は、横浜保育室に通う児童の保育料を減額する横浜保育室共通の制度です。平成24年4月現在、**保育料軽減助成**と**きょうだい減免**の2種類の助成制度があります。(他に、各施設独自で保育料の軽減を実施する園もあります。)

軽減を受けるには、必要書類をご用意いただき、各横浜保育室に申し出てください。

園にお支払いいただく保育料が減額されます。

保育料軽減助成

平成24年度より
拡充しました!



市内在住の、保育に欠ける3歳未満の児童のうち、保護者全員の前年分**換算後所得税額**^{※2}の合計金額が**20万3000円未満**^{※1}の世帯が対象となります。

※1 住宅借入金等特別控除などが税金から差し引かれる前の税額で判定しますので、申告納税額と異なります。

※2 換算後所得税とは、平成23年分所得税税制改正に伴い年少扶養控除(一人あたり38万円)および、16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分(一人あたり25万円)が廃止されましたが、保育料軽減助成への影響を生じさせないため、扶養控除等廃止前の旧税制に換算した所得税です。

必要な書類は?

確定申告書の控(写)、源泉徴収票、市民税・県民税非課税証明書等の所得税額の確認できる書類

軽減される金額は?

所得税額に応じて、次のとおり、軽減額が異なります。保育料の下限額を超える月極保育料が軽減されます。【例1】

また、第2子多子減免(18,000円・裏面参照)との併用もできます。【例2】

区分	換算後所得税の範囲 (扶養控除見直し前の 旧税制に換算)	軽減額(上限)	月極保育料			
			第1子		第2子	
			上限額 (58,100円)	下限額	上限額 (40,100円)	下限額
ア	113,000円以上 203,000円未満	10,000円	48,100円	38,100円	30,100円	20,100円
イ	60,000円以上 113,000円未満	20,000円	38,100円	28,100円	20,100円	10,100円
ウ	15,000円以上 60,000円未満	30,000円	28,100円	18,100円	10,100円	5,100円
エ	1円以上 15,000円未満	第1子 40,000円 第2子 35,000円	18,100円	8,100円	5,100円	3,100円
オ	0円	第1子 50,000円 第2子 37,000円	8,100円	5,000円	3,100円	0円

【例1】第1子(2歳)、換算後所得税はイ区分、保育料は50,000円の場合

〔軽減額は?〕: 月極保育料 50,000円 - 下限額 28,100円 = 21,900円①

21,900円① > 軽減額(上限) 20,000円となり、少ない方の額 20,000円が軽減されます。

〔軽減後の保育料は?〕: 30,000円。

【例2】第2子(0歳)、換算後所得税はア区分、保育料は45,000円の場合

〔軽減額は?〕: 月極保育料 45,000円 - **第2子減免 18,000円** - 下限額 20,100円 = 6,900円②

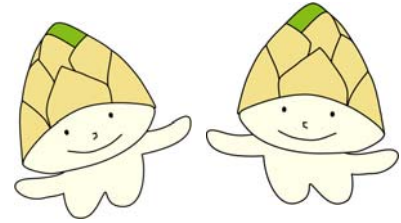
6,900円② < 助成額(上限) 10,000円となり、少ない方の額 6,900円が軽減されます。

〔軽減後の保育料は?〕: 20,100円^{※2} (きょうだい減免額 18,000円を減額した金額です。)

24年3月現在、市会において予算案の審議中です。議決後、正式に決定となりますので、御留意ください。



きょうだい減免



減免の対象は？

横浜保育室に入所する保育に欠ける3歳以下の児童のうち、同一世帯から2人以上の就学前児童が、認可保育所等^{※3}に入所又は児童デイサービスを利用している世帯が対象となります。
施設は市内、市外を問いません。

※3 認可保育所等とは、認可保育所のほか、横浜保育室、家庭保育福祉員、横浜市家庭的保育事業、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部及び児童発達支援及び医療型児童発達支援を含みます。

必要な書類は？

- ア きょうだい横浜保育室、幼稚園又は認定こども園等を利用している場合
横浜保育室、幼稚園又は認定こども園等を利用していることを当該施設長が証明した書類
- イ きょうだい認可保育所を利用している場合
「保育所入所承諾書」又は「保育所入所承諾内容等変更通知書」等の写し
- ウ きょうだい家庭保育福祉員を利用している場合
「保育契約及び階層区分決定通知書並びに基本保育費交付決定通知書」等の写し

減免される金額は？

【同一世帯から2人が認可保育所等を利用する場合】

横浜保育室に入所する児童（横浜保育室のみ利用するときは、年齢の低い児童）が3歳未満の場合、月額18,000円が減免されます。また、3歳児の場合は月額9,450円が減免されます。

【同一世帯から3人以上が認可保育所等を利用する場合】

他施設の年齢の高い順、次に横浜保育室の年齢の高い順に数えて2人目の児童の場合は、上記の場合と同じ適用となります。また、3人目以上の児童が3歳未満の場合は、月極保育料が全額減免されます。3歳児の場合は月額9,450円が減免されます。

[横浜保育室に通う児童のきょうだい減免額]

	1人目の児童	2人目の児童	3人目の児童
0歳児	減免なし	18,000円	保育料全額
1歳児	減免なし	18,000円	保育料全額
2歳児	減免なし	18,000円	保育料全額
3歳児	減免なし	9,450円	9,450円
4歳児	減免なし	減免なし	減免なし
5歳児	減免なし	減免なし	減免なし

児童の年齢は4月1日時点の年齢になります。

